秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則(昭和56年秋田市規則第18号)の一部を次のように 改正する。

第6条第1項の表産業振興部の項中 商工貿易振興課 商工貿易振興課 新工ネルギー産業推進室

に改める。

第11条文化振興課の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第 8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 旧松倉家住宅に関すること。

第14条産業企画課の項中第21号を第22号とし、第9号から第20号までを 1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 辺岨公園に関すること。

第14条商工貿易振興課の項第16号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

新エネルギー産業推進室

- (1) 再生可能エネルギー関連産業等の振興に関すること。
- (2) 再生可能エネルギー関連産業等に係る企業誘致および企業集積に関すること。
- (3) 再生可能エネルギー関連産業等に係る関係機関および諸団体との連

絡調整に関すること。

(4) その他新エネルギー産業の振興に係る施策の推進に関すること。

第14条企業立地雇用課の項第1号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加える。

第17条住宅整備課の項第4号中「の認定」を「および長期優良住宅維持保全計画の認定」に改める。

第47条第1項の表第3号の次に次のように加える。

3 Ø 2	新エネルギ	産業振興部	上司の命を受けて、新エネル
	一産業推進		ギー産業の振興に係る施策の
	担当部長		推進に関する事務を掌理す
			る。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。